

【矢掛町総合運動公園 施設使用料】

(単位:1時間当たり)

施設名			使用料 (円)				
			町内在住者		町外在住者		
			一般	高校生以下	一般	高校生以下	
野球場 (うぐいす球場)	球場使用料		600	300	1,200	600	
	本部・審判室		400	200	800	400	
	放送室		200	100	400	200	
多目的グラウンド (飛脚グラウンド)	全面	使用料	1,000	500	2,000	1,000	
		照明代	1,000	500	2,000	1,000	
	半面	使用料	500	250	1,000	500	
		照明代	500	250	1,000	500	
	本部・審判室		400	200	800	400	
	放送設備		200	100	400	200	
	冷暖房使用料		400	200	800	400	
テニス兼 フットサル コート (けやりコート)	テニス	1面	使用料	200	100	400	200
			照明代	200	100	400	200
	フットサル	1面	使用料	400	200	800	400
			照明代	400	200	800	400

【休園日】

有料施設(野球場、多目的グラウンド、テニス兼フットサルコート)は、毎週月曜日は利用できません。

ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日が利用できません。

年末年始(12月28日～1月4日)は利用できません。

上記以外にも、管理上(芝生の養生^{ようじょう}、施設の修繕など)の理由により、利用を制限することがあります。

【使用時間】

1時間単位の使用とし、使用時間は、準備と片づけを含めた時間とします。

ナイターの使用時間は、4月～10月(18時～22時)、11月～3月(17時～22時)とします。

【予約について】

施設予約をするには、最初に利用者登録をする必要があります。

予約の開始時期は、町内在住者は3か月前、町外在住者は2ヶ月前からとします。

予約方法については、窓口及びインターネットで申込みができます。

予約開始後、同じ時間に予約が重なった場合は、抽選(機械による自動抽選)とします。

予約確定後、7日以内に使用料が納入されない場合は、予約を取り消します。

使用料の納入は、開館時間内に管理棟事務所(券売機)で行って下さい。

支払った使用料の返金はできません。(雨天等の相当の理由がある場合を除く)

【使用に関する注意事項】

当施設を使用される方は、必ず管理者の指示に従って下さい。

規則・マナーを守れない方は、以後の使用をお断りします。

町内料金で利用される団体は、当該年度の最初の使用までに、団体の名簿を提出して下さい。